生駒市訓令甲第４号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２４年７月９日

生駒市長　山下　真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成２４年３月生駒市訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第３６条第５号中「外国人登録」を「在留事務」に改める。

附　則

この訓令は、平成２４年７月９日から施行する。